

公費解体・撤去の申請に必要な書類

令和 8 年熊本地震で被災した家屋などの解体・撤去を希望する方へ

はじめにご確認ください

公費解体は、原則として罹災証明書または被災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定された建物が対象です。改修のための一部解体や、建物の一部のみの解体・撤去は対象になりません。

申請できる方

- 原則として、損壊家屋等の所有者
- 所有者が亡くなっている場合は相続人

すべての申請者に必要な書類

チェック欄	提出書類	提出方法	備 考
☐	公費解体・撤去に係る申請書 【様式第 1 号】	原本	必要事項を記入し、確認事項を読んだうえで署名してください。
☐	罹災証明書または被災証明書	原本提示	住家は「罹災証明書」、非住家は「被災証明書」を提出してください。 解体する建物すべての判定が分かるものが必要です。
☐	申請者の本人確認書類	原本提示	代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類が必要です。
		1 点で可	運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード その他（公的機関が発行した身分証明書のうち顔写真付きのもの）
		2 点必要	国民健康保険、健康保険、船員保険もしくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険・共済年金・恩給の証書、学生証、社員証、その他顔写真なしの官公署発行の資格証など
☐	配置図・写真	提出	敷地内の位置を示し、解体・撤去する対象物が分かる全景写真を添付してください。 建物のごとに四方向から撮影してください。
☐	建物の所有者が分かる書類	原本	①登記済みの建物の場合：登記事項（建物）全部事項証明書 ※法務局から市が登記情報の提供を受けて確認を行うため提出は不要 ②未登記の場合：固定資産税評価証明書 ※①、②ともに発行後 6 か月以内のもの

該当する方だけに必要な追加書類

チェック欄	該当する場合	必要な書類
☐	代理人が申請する場合	・委任状【様式第 2 号】 ・委任者の印鑑登録証明書（発行後 6 か月以内） ・代理人の本人確認書類
☐	共有者の代表者が申請する場合	・代表者以外の共有者全員の同意書【様式第 3 号】 ・共有者全員の印鑑登録証明書（発行後 6 か月以内）
☐	賃貸物件（アパート・貸家等）の所有者が申請する場合	・入居者全員の同意書【様式第 4 号】
☐	抵当権等（担保）の権利設定がされている場合	・権利者の同意書【様式第 5 号】 ・印鑑登録証明書（発行後 6 か月以内） ※金融機関などから解除証書等が交付されている場合は、同意書を省略できることがあります。
☐	所有者が死亡し、遺産分割協議が完了している場合	・公正証書遺言書もしくは遺産分割協議書
☐	所有者が死亡し、遺産分割協議が完了していない場合	・所有者の出生から死亡までの戸籍等 ・代表者（申請者）以外の相続人全員の同意書【様式第 3 号】 ・印鑑登録証明書（発行後 6 か月以内） ※相続人が 1 人の場合は、同意書と印鑑登録証明書は不要です。
☐	法人が申請する場合	商業・法人等の全部事項証明書（発行後 6 か月以内）。

書類の発行日と提出方法

書類は、原則として令和 8 年 7 月 28 日以後に発行された原本を提出または提示してください。証明書に「発行後 6 か月以内」の指定がある場合は、その期間内のものをご用意ください。市が公簿等で確認できる場合は、書類を省略できる場合があります。

申請期限

申請受付期限：令和 9 年 1 月 29 日（金）

【注意事項】

申請内容や建物の状況、所有・相続・権利関係によって、追加書類の提出をお願いする場合があります。公費解体の実施決定後は、工事までに家財道具の搬出や水道・ガス・電気などの停止手続が必要です。